

**申し込み時の必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**水道料金の請求額などを  
点字でお知らせします**

視覚に障がいのある方に、水道料金・下水道使用料金の請求金額や納入期限などを点字で印字した「お知らせ票」を、納入通知書や口座振替通知書と合わせてお送りします。  
**申込** 水道局営業課へ随時。  
**詳細** 水道局営業課☎(211)7039

**盲ろう者通訳・  
ガイドヘルパーの派遣**

支援費制度のガイドヘルパーとは異なります。  
**対象** 次の要件に該当し、単独での外出や意思伝達が困難な障がいがある方。①18歳以上の市内在宅の方、②身体障害者手帳に視覚障がいと聴覚障がい記載され、総合等級が2級以上の方。  
**費用** 本人の前年の所得税課税額に応じて1時間250円以下。  
**申込** 北海道盲ろう者支援協会(中央区北1西20シテイノース1・603)で配布中の申請書を持参。随時受け付け。

**詳細** 障がい福祉課☎(211)2936

**児童手当・特例給付**

10月期(6月～9月)分の手当支払日は10月13日(木)です。なお、児童手当・特例給付に該当する方(一定の所得額未

満で小学3年修了前までの児童を養育している方)で、手続きをされていない方は、速やかに届け出をしてください。認定された場合は、手続きした翌月分から手当が支給されます。また、特例給付受給者の方で年金の加入状況に変更(退職、転職など)があったときには、受給資格が消滅する場合がありますので、必ず届け出をしてください。届け出が遅れた場合、手当をお返しいただくことがあります。  
**詳細** 区役所(1階)の保健福祉サービス課

**障がい者による政策提言  
サポーター懇談会**

17年度提言書の内容を説明するほか、障がいのある方やご家族の意見をお聞きします。  
**日時** 10月28日(金)午後2時～4時。  
**会場** 視聴覚障がい者情報センター(中央区大通西19)。  
**詳細** 障がい福祉課☎(211)2936

**保険・年金**

**介護保険**

△被保険者証が変わります▽  
 10月から被保険者証の有効期限がなくなります。9月30日以前に交付した被保険者証

**年金受給者の方は  
市職員を語る詐欺にご注意を**



最近、市職員を装って年金受給者宅を訪問し、「年金証書を見せてください」「年金が振り込まれているか調べます」などと言って預金通

帳、キャッシュカードを持ち出し、現金が引き出される詐欺事件が起きています。市職員が、年金額の照会や年金の振り込みなどで各家庭を訪問し、個人の預金通帳やキャッシュカードを預かることは一切ありません。被害に遭わないよう十分注意してください。もし、不審者が来訪した場合は、すぐに警察に連絡してください。

**詳細** 区役所(1階)の保険年金課年金係

**国民健康保険証の配達記録  
郵便の試行実施**

現在お使いの国民健康保険被保険者証は11月下旬に更新の時期を迎えます。昨年度の郵送の際に、保険証の盗難事件が発生しました。そこで、市では被保険者証更新時の郵送方法について、今年度、試行的に配達記録郵便を取り入れることにしました。集合住宅などにお住まい

の方には、配達記録郵便がおすすめです。ご希望の方は、10月20日(木)までに、希望の住所(消印有効)までにお住まいの区の区役所保険年金課へ送付してください。

※配達記録郵便は、受け取りの際に受領印が必要です。不在などが続き、受領期間が過ぎると区役所に返送されますのでご注意ください。  
**詳細** 区役所(1階)の保険年金課

**1円税金**

**家屋を取り壊した方へ**

今年中に取り壊した家屋には、来年度から固定資産税がかかりません。該当する方は、ご連絡ください。  
**詳細** 区役所(1階)の課税課

**10月31日(月)は  
市・道民税(第3期分)  
の納期限です**

口座振替をご希望の方は、  
区役所納税課へ  
ご連絡ください。

**ビジネス**

**食品衛生法の営業許可の更新**

中央・北・東区で食品衛生法による営業を行っており、許可期限が10月31日までの方は、期限内に更新手続きが必要です。保健センターに確認の上、手数料を持参して申請してください。  
**詳細** 保健センター(中央)☎(511)7221、北☎(757)1183、東☎(711)3211